

## 佐賀県告示第百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための介護機関として、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための介護機関として、地域包括支援センターを次のとおり指定した。

平成二十二年三月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

一 指定年月日 平成二十二年一月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 白石町地域包括支援センター

所在地 杵島郡白石町大字福田一二四七番地一

三 事業所の名称及び所在地

名 称 白石町地域包括支援センター

所在地 杵島郡白石町大字福田一二四七番地一

サービスの種類 介護予防支援事業